

●香川県監査委員公表第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年10月30日

香川県監査委員 三 谷 和 夫  
同 大 西 均  
同 香 川 芳 文  
同 森 裕 行

- 1 監査対象部局 出納局
- 2 監査対象年度 平成29年度
- 3 措置の状況

監 査 の 結 果		措 置 の 状 況
指導注意事項	ア 支出について 超過勤務手当について、支給が漏れているものがあつた。	ア 支出について 直ちに支給の手續を行つた。また、他に超過勤務手当の支給漏れがないか再確認を行つた。 今後は、業務終了時に必ず超過勤務の実績入力をするよう職員に周知するとともに、庶務担当及び所属長も入力の確認を徹底することとした。